

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2021年4月1日
(第63期)	至	2022年3月31日

セブン工業株式会社

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地

(E00633)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. 事業等のリスク	9
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4. 経営上の重要な契約等	16
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 所有者別状況	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	21
2. 自己株式の取得等の状況	21
(1) 株主総会決議による取得の状況	21
(2) 取締役会決議による取得の状況	21
(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	22
(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	22
3. 配当政策	22
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	23
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	23
(2) 役員の状況	28
(3) 監査の状況	31
(4) 役員の報酬等	34
(5) 株式の保有状況	35
第5 経理の状況	36
1. 財務諸表等	37
(1) 財務諸表	37
(2) 主な資産及び負債の内容	67
(3) その他	70
第6 提出会社の株式事務の概要	71
第7 提出会社の参考情報	72
1. 提出会社の親会社等の情報	72
2. その他の参考情報	72
第二部 提出会社の保証会社等の情報	73

[内部統制報告書]

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年6月23日
【事業年度】	第63期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	セブン工業株式会社
【英訳名】	SEVEN INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 木下 浩一
【本店の所在の場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【電話番号】	0574-28-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 河合 剛
【最寄りの連絡場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【電話番号】	0574-28-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 河合 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	14,090	14,633	14,642	12,686	16,016
経常利益 (百万円)	372	363	382	219	478
当期純利益 (百万円)	332	234	247	275	361
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	2,473	2,473	2,473	2,473	2,473
発行済株式総数 (千株)	1,557	1,557	1,557	4,673	4,673
純資産額 (百万円)	6,126	6,285	6,463	6,650	6,948
総資産額 (百万円)	11,534	11,871	10,829	10,153	11,984
1株当たり純資産額 (円)	4,113.96	4,221.32	1,447.28	1,489.54	1,556.29
1株当たり配当額 (円)	31.00	40.00	65.00	27.00	17.00
(うち1株当たり中間配当額)	(1.00)	(20.00)	(25.00)	(20.00)	(7.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	223.48	157.40	55.42	61.73	81.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.1	52.9	59.7	65.5	58.0
自己資本利益率 (%)	5.6	3.8	3.9	4.2	5.3
株価収益率 (倍)	7.5	8.5	6.8	7.5	6.8
配当性向 (%)	17.9	25.4	39.1	22.1	21.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	305	204	1,263	623	△332
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△138	△171	△171	△104	△71
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△188	33	△1,059	△544	360
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	718	784	817	792	751
従業員数 (人)	383	387	400	402	404
[外、平均臨時雇用者数]	[75]	[79]	[86]	[87]	[82]
株主総利回り (%)	106.6	88.6	79.3	98.3	118.1
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	2,600 (272)	1,850	1,544	475 (1,607)	680
最低株価 (円)	1,641 (139)	1,010	944	406 (1,009)	454

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため記載しておりません。

4. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、発行済株式総数は14,019,750株減少し、1,557,750株となっております。

5. 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行済株式総数は3,115,500株増加し、4,673,250株となっております。
6. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っており、また、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第59期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、また、第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第59期の1株当たり配当額31.00円は、株式併合前の1株当たり中間配当額1.00円と当該株式併合後の1株当たり期末配当額30.00円を合算した金額となっております。従って株式併合前の1株当たりの年間配当額は4.00円相当であり、株式併合後換算の年間配当額は40.00円相当であります。
8. 第59期の1株当たり配当額31.00円には、特別配当10.00円を含んでおります。
9. 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第62期の1株当たり配当額27.00円は、株式分割前の1株当たり中間配当額20.00円と当該株式分割後の1株当たり期末配当額7.00円を合算した金額となっております。従って株式分割前の1株当たりの年間配当額は41.00円相当であり、株式分割後換算の年間配当額は13.67円相当であります。
10. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第60期の期首から適用しており、第59期に係る経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
11. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っており、また、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第59期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、株主総利回りを算出しております。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
13. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第59期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、（ ）内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
14. 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第62期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載し、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
15. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
1961年2月	丸七白川口市売木材(株)を設立し、東洋林業(株)東洋木材市場の浜間屋として木材市売業を開始
1975年12月	(株)白川口へ木材市売業務を営業譲渡
1976年6月	商号を丸七住研工業(株)に変更
1976年7月	本店を愛知県春日井市から、岐阜県加茂郡白川町に移転
1976年10月	(名)丸七白川口製材所(現、(株)丸七)から、同社が1966年4月に生産開始していた集成材部門の営業権を譲受、集成材の生産を開始するとともに、日本集成材工業会(現、日本集成材工業(協))の会員資格を承継
1976年10月	白川第一工場(現、廃止)、白川第二工場(現、白川工場)及び七宗工場(現、七宗第一工場)を設置
1976年10月	名古屋支店(現、中部営業所)を設置
1976年12月	造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び構造用集成材のJAS認定(七宗工場) 東京事務所(現、東京営業所)を設置
1977年4月	大阪出張所(現、大阪営業所)を設置
1985年4月	構造用大断面集成材工場を建設
1986年3月	一級建築士事務所を開設
1986年4月	建設大臣の認定を受けた構造用大断面集成材による自社工場(七宗第二工場)を建設
1987年4月	構造用大断面集成材(甲種、乙種)のJAS認定(大断面工場)
1988年3月	住宅用木質パネルの生産を目的とした、丸七ミヤマ工業(株)を設立
1988年4月	本店を岐阜県加茂郡七宗町に移転
1988年10月	白川林材生産(協)から工場を買取り、七宗第三工場を設置
1989年3月	特定建設業の許可
1989年5月	美濃加茂工場を建設(現、美濃加茂第一工場)
1990年4月	企業イメージの確立を図るため、セブン工業(株)に商号変更
1991年5月	名古屋証券取引所市場第二部に上場
1992年5月	美濃加茂第二工場を建設
1993年6月	丸七ミヤマ工業(株)から土地、建物を買取り、美濃加茂第三工場を設置
1996年4月	和室、特注部材の生産を目的とした、(株)オバラシマリスの株式取得
1996年6月	本店を岐阜県美濃加茂市に移転
1997年5月	美濃加茂物流加工センターを建設(現、美濃加茂第四工場)
2000年1月	ISO9001の認証取得
2000年3月	東京証券取引所市場第二部に上場
2001年7月	本社機能を岐阜県美濃加茂市から名古屋市中区に移転
2004年3月	当社の株式の公開買付により、住友商事(株)が議決権の50.7%を取得
2004年4月	美濃加茂市に資材物流センターを建設 ISO14001の認証取得
2004年8月	本社機能を名古屋市中区から岐阜県美濃加茂市に移転
2007年3月	(株)オバラシマリスと合併契約書を締結 丸七ミヤマ工業(株)及び(株)オバラシマリスを完全子会社化
2007年6月	(株)オバラシマリスを吸収合併
2008年1月	丸七ミヤマ工業(株)と合併契約書を締結
2008年4月	丸七ミヤマ工業(株)を吸収合併
2008年11月	構造用集成材及び構造用大断面集成材の生産を中止
2010年1月	パナソニック電工岐阜(株)(2010年7月解散)の株式をパナソニック電工(株)(現、パナソニック(株))に譲渡
2015年2月	住友商事(株)が保有していた当社株式の一部を都築木材(株)及び西垣林業(株)に譲渡
2017年3月	CAD設計積算を主な事業としたベトナム企業であるS.E.V.E.N - VIET INDUSTRIES JOINT STOCK COMPANY(現、J-VIET JOINT STOCK COMPANY)の株式取得(資本金6,000,000,000 VND 当社出資比率39.9%)
2020年12月	住友商事(株)が保有していた当社株式の全部を都築木材(株)(現、議決権の所有割合26.9% 主要株主)及び西垣林業(株)(現、議決権の所有割合23.5% 主要株主)に譲渡
2022年4月	東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより、両取引所における市場第二部から、それぞれスタンダード市場、メイン市場に変更

3 【事業の内容】

当社の企業集団等は、当社及び関連会社1社の計2社により構成されており、集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しているほか、不動産の賃貸管理を行っております。

当社の事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

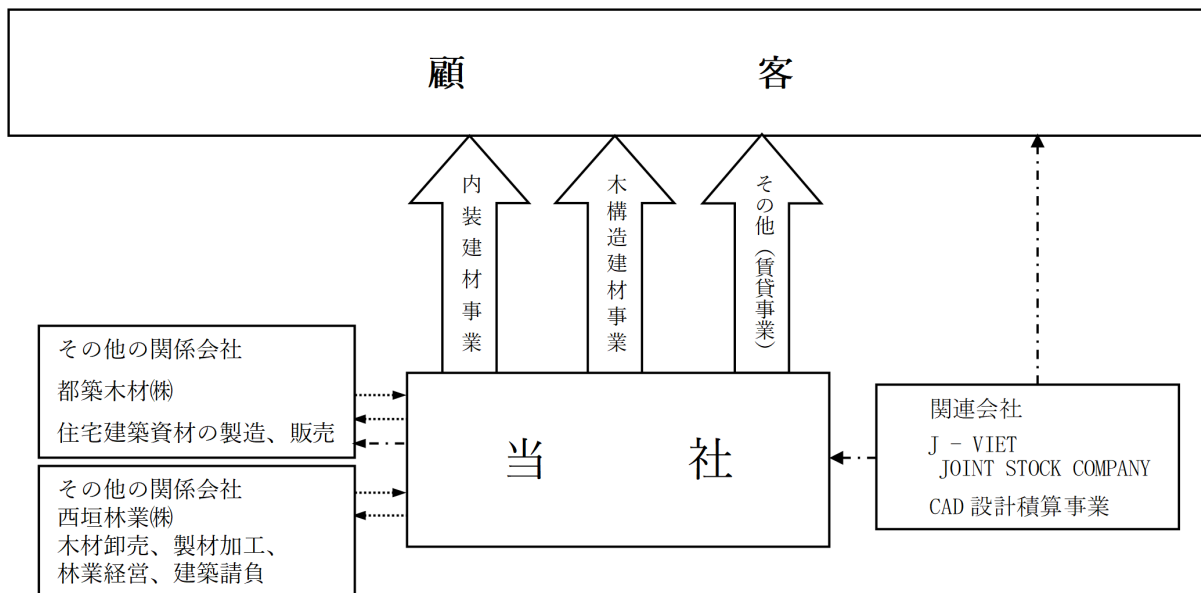
また、次の各事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

内装建材事業・・・内装部材（階段・手摺・カウンター・和風造作材・框・洋風造作材）

木構造建材事業・・・構造部材（プレカット加工材・住宅パネル）・施設建築

その他・・・・・・賃貸事業（不動産の賃貸管理）

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. 当社の非連結子会社でありましたSEVEN GUAM CO., LTD. は、2021年6月21日付で清算結了いたしました。

2. ▶ 製品、原材料
 - - - - -▶ 設計積算業務他

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 都築木材(株)	長野県 伊那市	20	住宅建築資材の製 造、販売	被所有 26.9	当社は製品の販売 及び木質建材を仕 入れています。 役員の兼任…有
西垣林業(株)	奈良県 桜井市	75	木材卸売、製材加 工、林業経営、建 築請負	被所有 23.5	当社は製品の販売 及び木質建材を仕 入れています。 役員の兼任…有

(注) 上記以外に持分法非適用関連会社が1社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
404 [82]	41.3	15.3	4,912,486

セグメントの名称	従業員数 (人)
内装建材事業	285 [57]
木構造建材事業	93 [19]
報告セグメント計	378 [76]
その他	1 [—]
全社 (共通) 等	25 [6]
合計	404 [82]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 60歳定年制度を採用しております。ただし、本人が希望する場合には、嘱託として採用しております。
 4. 全社 (共通) 等として記載されている従業員数は、本社管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「真実と努力」「行持報恩」を基本理念とし、真実の道理に従って行動し、公正、透明性など企業倫理に基づいた企業活動の実践によって、当社を取り巻く全てのステークホルダー（あらゆる利害関係者）から信頼を得る事業の創生及び構築を基本姿勢としております。

そして、「顧客に最大の満足と安心」を品質方針に掲げ、お客様のニーズに即応する快適商品の創造、供給を図るとともに、「地球環境との共生」を果たすため環境方針を定め、そのマネジメントシステムを構築し、積極的な事業展開を図ってまいります。これらにより持続的発展が可能な会社の実現と企業価値の最大化に邁進してまいります。

(2) 経営戦略等

過去において、日本の新設住宅着工戸数は少なくとも100万戸を維持してまいりましたが、この数年、80万戸から90万戸程度の水準で推移しており、将来的にも少子高齢化や人口減少の進行に伴い、新設住宅着工戸数は減少傾向にあると予測されております。厳しい環境を生き抜くため、当社の強みである木材加工技術、塗装技術を活かした特注対応や独自性のある商品展開による「セブン工業ブランド」の構築を図ります。そして、ブランドのベースとなる品質力・商品企画力及びコスト競争力の強化に努め、市場からの信頼を得るとともに社会的な問題を解決する省施工・機能性商品の拡充を推進します。また、成長市場である非住宅分野への領域拡大等、将来を見据えた新商品・新市場へ積極的にチャレンジしてまいります。

耐震や省施工、環境といった住宅のニーズに対し、プレカットや住宅パネルといった事業領域において、新商品開発、新サービスの提供など継続的に新たなビジネスを展開してまいります。また、国策である国産材利用に関し、かねてから木構造建材事業が手掛ける公共施設に使用するなど注力してまいりましたが、その活用は国を挙げての課題であることを踏まえ、同事業における更なる活用に加え、内装建材事業においても商品開発を進めるなど国産材事業の推進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従前とは違う事業活動の在り方を模索しているなか、足元においてはリモートワーク等のインフラ整備や徹底した安全衛生体制の推進など事業運営に支障を期さない施策を講じております。コロナ禍の状況は当面続き、仮に収束したとしても、世情は大きく変貌するとの視点に立ちDX、ITの更なる活用による事業運営と、それらを駆使したBtoB及びBtoCのプラットフォームの展開など新たなビジネスモデルの構築を図ります。

内装建材事業、木構造建材事業を併せ持つ事業特性とそれぞれの高い技術力の発揮により、木材の可能性をあらゆる角度から追求し、コーポレートスローガンである「伝えたい 届けたい WOOD IDEA」を体現する施策を進めてまいります。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上並びに財務上の課題

今後の経済の見通しについては、ロシアのウクライナ侵攻による世界情勢の不安定感が国内経済にも深刻な影響を及ぼし、円安の進行も背景にあらゆる資源価格の上昇や資源の調達にかかるリスク等極めて不透明な経営環境が予測されます。また、新型コロナウイルス感染症については収束時期も見通せず、翌事業年度以降も影響が続くものと予測されますが、経済への影響は当事業年度と同等もしくは徐々に緩和していくものと仮定しております。

当社が属する住宅業界におきましても、昨年から続く、「ウッドショック」と呼ばれる、木材資源の価格高騰及び調達リスクについても、ロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定感の高まりから海外の木材市場の混乱に拍車をかけ、加えて円安の進行も背景に海外資材の調達コストの更なる高騰及び調達不安も懸念されます。

このような厳しい経営環境のなか、前事業年度以上に社員一人ひとりのプロフェッショナルとしての意識、行動が要求されることから、前事業年度のスローガンを踏襲し、「Be Professional II」を掲げ、更なるプロアクティブの進化を図り、困難な局面を打破する施策を講じてまいります。

内装建材事業においては前事業年度、原価上昇に伴い収益面で課題を残す内容となりました。早急に収益性改善を進めるとともに海外からの資材調達の混乱を背景とした生産性悪化の改善に向け、体制の見直しやDXの推進を含めた合理化を進めてまいります。このような課題を残した一方、資材調達等における困難な局面のなか、安定供給や品質面において市場からの信頼を得ていることが受注獲得に繋がっていると認識し、引き続き、きめ細やかな顧客ニーズの対応や更なる品質力強化に加え、省施工・機能性商品の拡充、加工・塗装技術をコアとした商品力の強化、非住宅分野への領域拡大等に努めてまいります。

木構造建材事業においては、事業部の成長戦略として非住宅分野の拡充が確固たる位置付けになっていることか

ら、領域拡大に資する更なる営業力強化と、それを裏付ける加工能力の向上及び生産体制の増強、更には戦略的なアライアンスを構築してまいります。当事業年度もウッドショックを背景に難しい舵取りが予想されるなか、資材供給体制等における独自のネットワークを駆使するとともに三位一体の事業シナジーを発揮し、コスト競争力の強化と品質の安定性を確保し、受注拡大に繋げてまいります。また、新商品であるサッシ付パネルの拡販に向け、見学会等を通じて施工実績のPRに努めるなど、新たな施策を投下し市場における存在感の向上とセブン工業ブランドの浸透に傾注いたします。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、売上高営業利益率及びROE（株主資本利益率）を経営の重要指標として捉えており、売上高営業利益率3%、ROE5%以上の達成を目標としております。

そのために、木材に特化した高い技術力を背景に、卓越した品質基準のもと、付加価値の高い製品群の拡充、非住宅分野といった新たな事業領域の拡大、そして当社の強みである内装建材事業、木構造建材事業の二つの事業の融合を図り、安定かつ持続的成長を目指しております。資本コストに関しては、不透明な経営環境が予測されるなか、自己資本は現状の水準を維持することに加え、将来のための投資及び株主価値の向上に資する配当政策を勘案し、事業効率を重視した経営を進めております。

(5) 持続可能な開発目標の達成に向けた取組み

当社は、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組みを強化するため、「SDGs宣言」を行いました。

持続可能な社会の実現に向けた活動について組織全体で共通認識を持ち、その解決に向け活動に取り組んでおります。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

『木』を通じて人の暮らしも、自然環境も、豊かにしたい
セブン工業は、企業活動を通じてSDGsに取り組みます

(ESGの取り組みによるSDGsへの貢献)

	分野			テーマ
Environment 環境	<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>環境方針の策定・表明 温室効果ガス削減への貢献 資源循環型社会実現への取り組み（森林、林業、木材産業） 環境負荷低減への取り組み</p>
	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 		
Social 社会	<p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> 	<p>地域や社会の問題への貢献 地域との共生への取り組み 建築業の職人高齢化問題、労働力不足の解消への貢献 健康や安心・安全への取り組み</p> <p>従業員・労働環境への配慮 働きやすい職場づくり 人材育成、多様性への取り組み</p>
	<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	
	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	
Governance ガバナンス	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 		<p>企業価値の向上 ガバナンス強化 リスクマネジメント・コンプライアンス</p>

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも上記のようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努めておりますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容を併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があります。なお、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご留意下さい。

(1) 住宅着工の動向が当社業績に影響を及ぼすことについて

当社は、集成材を中心とした住宅部材の製造販売及び関連する製品の販売のほか施設建築、賃貸及びこれに付帯する事業を行っております。なかでも新築住宅向けの製品を主たる事業領域としていることから、当社の業績は住宅着工戸数、特に木造住宅の着工戸数の動向に大きく左右される可能性があります。

市場における価格競争の激化は、売上ばかりでなく収益性に大きく影響を及ぼし、更に住宅様式の多様化、それに伴う顧客ニーズの変化が加速するなか、製品売上構成上に起因するリスクが業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

今後は、少子高齢化が進み将来的な人口動態の予測から住宅着工戸数が減少に向かうことが予測され、さらに廉価な海外製品の流入を含め、市場の構造変化に伴う価格競争の激化は売上、利益面に大きな影響を及ぼす可能性があります。

新設住宅着工戸数の減少に伴うリスクに関しては、特注対応力を活かしたきめ細やかな顧客ニーズに対応するとともに、非住宅分野への事業領域を拡大する取り組みを進めており、住宅のトレンドに適応する施策と新設住宅市場に限定されない事業構築を進めております。

世界情勢の不透明感を背景に、あらゆる資源価格の高騰が進んでおり、資源高の影響が住宅価格を押し上げる可能性も想定され、購入マインドの減退による住宅着工戸数の減少が懸念されます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は翌事業年度以降も続くものの、経済への影響は当事業年度と同等もしくは緩やかに回復するものと仮定しております。

このような厳しい事業環境が予測されますが、経営目標及び重点課題を着実に実行し、困難な局面を打破する施策を講じてまいります。

(2) 特定販売先依存について

当社は、売上高の相当部分が限定された顧客に依存していることから、特定の顧客からの受注が大幅に減少した場合には、売上高及び利益に大きな影響を及ぼす可能性があります。

供給体制は、顧客の業績や経営方針の転換など自社に起因しない事象に左右される場合があり、予期しない契約の打ち切り、調達方針の変化などは業績に与える影響が大きいものと予測されます。また、これら顧客の要求に応じるための値下げの要請などは利益率を低下させる可能性があります。

(3) 海外調達による資材の価格変動、為替変動等について

当社においては、資材調達における海外の依存度が高く、需給バランスや、自然環境の変化、原産国の政策、調達原材料の変化、また、為替の変動については、業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

昨年より「ウッドショック」の影響による海外資材の価格高騰及び調達不安が続いております。また足元では、ロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定感の高まりや円安の進行により、更なる市況の混乱が予想されます。当社はベトナムを中心に東南アジアにおける独自の調達ルートを構築していることや海外又は国産の木材資源調達における有力なサプライヤーと協調関係にあり、こうした状況下における優位性はあるものの、かつてない異常な事態を背景に影響は避けられず、翌事業年度の業績への影響が見込まれます。

(4) 法的規制について

当社は、集成材を中心とした住宅部材の製造販売を主な事業としております。製品及び各事業所を規制する主な法的規制は以下のとおりであります。これら法律の新たな規制の改正などは当社の事業運営に大きく影響を及ぼす可能性があります。

- ① 建築基準法
- ② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）
- ③ 製造物責任法（PL法）

- ④ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保促進法）
- ⑤ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係諸法令
- ⑥ 下請代金支払遅延等防止法（下請法）
- ⑦ 消防法
- ⑧ 個人情報保護法
- ⑨ 環境関連法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

特に建築基準法は大幅な改正が行われた場合、製品の仕様、資材調達の変更など事業活動の根幹部分での対応が必要となり当社の事業内容に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、近年、環境に関する認識の高まりを受け、諸規制が更に厳格化されることも予想され、これらの環境法令の改正に対応するため、新たな設備投資の導入が必要になるなど、これらに係る費用が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

現状において経営の根幹に関わる改正等はありませんが、コンプライアンス対応は必須であり、法令面の改正動向には注視を怠らず、必要な内容に関しては着実な対応を図っております。

(5) 製造物責任について

住宅業界においては、住宅品質確保促進法の施行など消費者保護の時勢を背景として、製造物の欠陥が業績に影響を及ぼす可能性があります。製品の品質に関しては、徹底した管理を実施いたしておりますが、木材は鉄やアルミなどとは違い、有機物であるため、環境によっては、不具合が発生し結果として欠陥が生じる場合があります。特に柱や梁など住宅の構造部分に関わる部材の欠陥については、大きな責任問題に発展する可能性があります。この場合、発生する費用はもちろん、販売先の住宅メーカー、工務店など顧客からの信頼性を失墜させ、業績及び事業運営に大きく影響を及ぼす可能性があります。

製品の品質に関しては、品質管理システムに基づき徹底した管理を実施しております。現在においては、重大なクレームが懸念される事態はございません。

(6) 人材の確保と育成について

企業価値の最大化、持続的発展が可能な会社の実現のためには、会社の基本理念に基づいた優秀な人材の確保と育成を図ることが重要課題であると捉えております。既存事業の維持、拡大、また、新製品開発や新規事業の構築を推進するにあたって、各セクションにおいて、それぞれに専門知識を有した人材の確保、また管理者の育成を図る必要があります。

雇用の流動化が進んでいるなか、新規採用のほか、即戦力のスペシャリストの中途採用を積極的に行うなど、人材の確保に努め、その育成にも力を注いでおりますが、生産拠点が岐阜県東部に集約されている雇用環境から、適格な人材を十分確保できない場合、又は優秀な人材が社外に流失した場合には、今後の事業運営に制限を受ける可能性があります、将来的な当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

労使間の緊密な協調関係のもと離職率は低調に推移しており、採用に関しても新規学卒並びに中途採用による人員の確保も的確に行っております。また、労働時間の削減、ワークライフバランスの浸透を図るとともに多様な人材の登用や育成を含めた人材の活性化に努めております。

(7) 災害に対するリスクについて

当社の工場及び生産関連設備、構築物が火災、地震、水害等の災害の発生により、生産活動及び業務運営に支障をきたす可能性があります。主力工場は岐阜県東部に集中しており、立地的に河川の氾濫、土砂災害など自然災害の危険性が比較的高く、また、東海・東南海大地震の影響が懸念される地域であります。

火災に対する対策については、建物、設備を含め消防法に基づいた防火体制を整備し、従業員に対して避難訓練を行うなど罹災時における対策を徹底しております。

全ての建物、機械設備については火災、風水害など罹災時の補償を行う保険に加入しておりますが、地震保険については、十分な補償が得られないことから加入しておりません。

地震による工場、その他の構築物に対し滅失、焼失等が発生した場合にはこれらの物的損害はもちろん、復旧までの生産停止期間中の逸失利益は当社の事業運営や業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

こうした地震リスクに備え、被災時の初期対応、対策本部の設置、復旧の手順などを定めたBCPを策定するとともに全従業員を対象とした安否確認システムの導入、主要拠点間の通信手段確保のための衛星電話の配備、非常食の備蓄などの対策を実施しております。

新型コロナウイルス感染拡大防止については、感染予防にかかるガイドラインを定め、従業員の健康管理と感染予防にかかる安全衛生活動を徹底するとともに設備改善等も含めた防止対策に努めております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社は当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、前事業年度と比較しての増減額及び前事業年度比（%）を記載せず説明しております。

① 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を背景に、ワクチン接種の普及など感染対策の広がりから、徐々に経済活動が正常化に向かう動きも見られました。しかし、円安の進行や世界的な原油価格の高騰を始めとした資源価格の値上がりが進んでいるなか、2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻によって、資源価格の高騰に拍車をかけるとともに世界情勢の不安感の高まりが経済活動にも深刻な影響を及ぼす状況となっております。

当社が属する住宅業界におきましては新設住宅着工戸数の回復に伴い、前年同月比を上回る状況が続くなど、市況は堅調に推移いたしました。また、「ウッドショック」と呼ばれる世界的な木材資源の需給バランスの不均衡を背景とした資材価格の高騰及び供給体制に混乱が生じており、厳しい経営環境下で推移いたしました。

当事業年度、当社においては会社設立60周年を迎えたことから、改めて設立時の原点に立ち返り、社是の理念の一つである「全員がプロになろう ～Be Professional!～」をスローガンに掲げ、従業員一人ひとりが、この理念を共有し業務・製品に対する付加価値を追求するとともに収益力とブランド力の向上に取り組んでまいりました。

内装建材事業においては、顧客ニーズに即したきめ細やかな営業展開に努めるとともに既存製品の更なる省施工の推進（エコプレ階段）や機能性を活かした商品群の展開（ユニット階段、Sシリーズ等）、これら商品を主軸とした需要深耕及び顧客開拓を進めてまいりました。住宅のトレンドの変化に伴い和風造作等化粧貼り関連商品が低迷した一方、事業領域の拡大を狙う非住宅分野へのアイテムの拡充及び拡販に努めるとともに特注対応力を発揮したカウンターを中心に、受注は底堅く推移し、販売は堅調に推移いたしました。しかし、木材資源の価格高騰により原価上昇が進み、収益性の観点において課題を残す厳しい結果となりました。

木構造建材事業においては、かねてから強化・推進しているプレカット、パネル、建装の三位一体の事業戦略を進めるなか、特に非住宅分野への取り組みは、その成果が如実に表れ事業部門の成長戦略として確固たる道筋を付けることができました。その他、収益力強化に資するポートフォリオの構築等が奏功し、安定した受注と収益性改善により、いずれの事業も好調に推移いたしました。尚、ウッドショックを背景とした資材価格高騰並びに調達面の混乱等、極めて舵取りが難しい局面にありましたが、前述した事業戦略を進めるための柔軟かつ効率的な生産体制及び資材調達体制の構築を図るなど独自の強みを発揮してきたことにより、堅調な事業運営で推移いたしました。

会社設立60周年を迎えたこともあり、改めて企業ブランドの構築を進める一環として、ホームページの全面リニューアルを行うと同時にコーポレートスローガンの設定など企業理念の体系を整理し、社内に対する周知・啓蒙を図ってきました。また、SDGs宣言を行うなど、現代に生きる企業としての在り方を模索し、かかる施策を推進してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は、160億16百万円（前事業年度は126億86百万円）、営業利益は4億63百万円（前事業年度は1億56百万円）、経常利益は4億78百万円（前事業年度は2億19百万円）、当期純利益は当社子会社であったSEVEN GUAM CO., LTD. の清算が終了したことに伴う子会社清算益49百万円を加え、3億61百万円（前事業年度は2億75百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。また、セグメント間取引については、相殺消去しております。

（内装建材事業）

売上高は、主にカウンター及び階段が増加し、80億28百万円（前事業年度は75億95百万円）となりました。営業損失は、資材価格高騰等により、1億40百万円（前事業年度は営業損失19百万円）となりました。

（木構造建材事業）

売上高は、主にプレカット及びパネル等が増加し、79億72百万円（前事業年度は50億75百万円）となりました。営業利益は、増収及び収益性の改善が奏功し、5億97百万円（前事業年度は1億68百万円）となりました。

（その他）

売上高は、14百万円（前事業年度は15百万円）となりました。営業利益は、6百万円（前事業年度は7百万円）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ、41百万円減少し、7億51百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は3億32百万円（前事業年度は6億23百万円の収入）となりました。これは主に仕入債務の増加8億33百万円、税引前当期純利益5億24百万円及び減価償却費2億49百万円等があったものの、売上債権の増加14億54百万円及び棚卸資産の増加4億51百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は71百万円（前事業年度は1億4百万円の支出）となりました。これは主に子会社の清算による収入84百万円等があったものの、有形固定資産の取得による支出1億55百万円及び無形固定資産の取得による支出22百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は3億60百万円（前事業年度は5億44百万円の支出）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出3億59百万円及び配当金の支払額62百万円等があったものの、短期借入金の純増額5億円及び長期借入れによる収入3億円によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比 (%)
内装建材事業 (百万円)	7,868	—
木構造建材事業 (百万円)	8,034	—
合計 (百万円)	15,903	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺処理しております。
2. 金額は販売価格によっております。

b. 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比 (%)
内装建材事業 (百万円)	161	—
木構造建材事業 (百万円)	—	—
合計 (百万円)	161	—

(注) 金額は仕入価格によっております。

c. 受注状況

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
木構造建材事業	8,460	—	521	—
合計	8,460	—	521	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺処理しております。
2. 金額は販売価格によっております。
3. 当社の受注生産品は、主に木構造建材事業であり、他は概ね見込生産品であります。

d. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比 (%)
内装建材事業 (百万円)	8,028	—
木構造建材事業 (百万円)	7,972	—
報告セグメント計 (百万円)	16,001	—
その他 (百万円)	14	—
合計 (百万円)	16,016	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺処理しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
(株)エヌ・シー・エヌ	993	7.8	1,748	10.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

また、当社は当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。これに伴い、前事業年度と比較しての増減額及び前事業年度比(%)を記載せず説明しております。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の状況

当事業年度末における総資産は119億84百万円、純資産は69億48百万円、自己資本比率は58.0%となりました。

流動資産については、増収による売上債権の増加及び資材価格の高騰による棚卸資産の増加等により、77億27百万円(前事業年度は58億13百万円)となりました。

固定資産については、主に内装建材事業において造作材加工設備等の固定資産の取得があったものの、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却及び子会社の清算による関係会社株式の減少等により、42億57百万円(前事業年度は43億40百万円)となりました。

流動負債については、長期借入金の返済により1年内返済予定長期借入金が減少したものの、増収及び資材価格の高騰による仕入債務の増加及び短期借入金の純増により、43億22百万円(前事業年度は27億66百万円)となりました。

固定負債については、長期借入金の返済により、7億13百万円(前事業年度は7億36百万円)となりました。

純資産については、配当金の支払いがあったものの、当期純利益の計上により69億48百万円(前事業年度は66億50百万円)となりました。

b. 経営成績の状況

売上高については、新型コロナウイルス感染拡大の市況への影響がある程度和らいだことに加え、内装建材事業においては受注拡大の施策が奏功し、80億28百万円(前事業年度は75億95百万円)、木構造建材事業においては、柔軟な資材調達と生産体制により安定した受注を確保し、79億72百万円(前事業年度は50億75百万円)となりました。その他の賃貸事業においては14百万円(前事業年度は15百万円)となりました。その結果、全社では160億16百万円(前事業年度は126億86百万円)となりました。

売上原価については、増収及び資材価格の高騰に伴い134億69百万円(前事業年度は105億88百万円)となり、売上原価率は84.1%となりました。

販売費及び一般管理費については、主に増収による販売運賃の増加等により、20億83百万円(前事業年度

は19億40百万円)となりました。

営業利益については、増収及び木構造建材事業において収益性改善の施策が奏功したことにより、4億63百万円(前事業年度は1億56百万円)、経常利益は、4億78百万円(前事業年度は2億19百万円)となりました。

税引前当期純利益は、当社子会社であったSEVEN GUAM CO., LTD.の清算が終了したことに伴う子会社清算益49百万円を加え、5億24百万円(前事業年度は2億22百万円)となりました。

法人税、住民税及び事業税については、増収及び増益により課税所得が増加し、1億69百万円(前事業年度は42百万円)となりました。法人税等調整額については、△6百万円(前事業年度は△95百万円)となりました。

この結果、当期純利益は3億61百万円(前事業年度は2億75百万円)となりました。

なお、セグメント等の詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

この数年、毎年度初頭に掲げた経営課題に基づく施策を講じ、非住宅分野への展開等新たな事業領域の拡大等により、前事業年度を除き増収基調で推移してきました。また、今後の不透明な経営環境を勘案し、自己資本の水準を維持しつつ更なる財務体質の強化に努め、財務内容の健全性が進んでおります。このような財務基盤のもと、当社の事業方針及び施策については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営戦略等 及び (3)経営環境及び優先的に対処すべき事業上並びに財務上の課題」に記載のとおりですが、財務レバレッジとのバランスを鑑みながら、設備投資を中心に成長戦略への必要な投資を行ってまいります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、原材料等の購入費用のほか、製造費用、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要のうち主なものは、生産性向上や合理化を目的とした設備や施設への投資のほか、既存の設備及び施設の更新であります。

今後の経営環境につきましては不透明感が強まっているため、資金調達の重要性を認識するとともに、自己資本の水準を維持しながら、投資及び配当政策等を行ってまいります。経営資源の配分につきましては、取締役会及び執行役員会で十分な検討を行った上で決定しております。

なお、当事業年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社は事業活動の維持成長に必要な資金を確保するため、自己資金及び金融機関からの借入を有効活用しております。手元資金に関しては常に注視をしており、資金の流動性を確保しつつ資金の使途、調達を決定しております。

なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は7億51百万円となっております。

資金調達は、金融情勢の変化に対する対応と資金コスト削減及び調達構成のバランスを考慮し調達先の分散、調達方法及び手段等の多様化を図っており、原則として、運転資金については、短期借入金で調達し、生産設備などの長期資金は、社債や長期借入金で調達することとしております。2022年3月31日現在の短期借入金残高8億2百万円(1年内返済予定の長期借入金含む)及び長期借入金残高6億35百万円の借入金総額14億37百万円を主力銀行をはじめとする金融機関から調達しております。なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行と当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。

当社は、財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債及び収益・費用の計上金額に影響を与える見積りを行っております。また、貸倒引当金、固定資産、株式等、繰延税金資産、退職給付、偶発事象及び訴訟等に関して見積り及び判断を実績や状況に応じ合理的な判断により継続的に検証し評価を行っております。しかしながら、これらの見積り及び判断は、不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、昨年から続く「ウッドショック」を背景にロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定感の高まりが木材市場の混乱に拍車を掛け、加えて円安の進行も重なり、海外資材の調達コストの更なる高騰及び調達不安が予測され、これらの影響は翌事業年度以降も続くものと想定しております。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響は翌事業年度以降も続くものの、経済への影響は当事業年度と同等もしくは徐々に緩和していくものと仮定し見積り及び予測を行っておりますが、現時点ではすべての影響について合理的に見積り及び予測を行うことは困難な状況であるため、収束時期等により変動する可能性があります。

当社が、見積り及び判断により当社の財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えている項目は以下のとおりであります。

a. 貸倒引当金

当社は、債権の回収不能見込額について、一般債権は貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、不足分については追加計上しております。

b. 固定資産の減損損失

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、グルーピングごとに営業活動から生じる損益が継続してマイナスである場合、市場価格が著しく下落した場合及び将来の使用が見込まれていない遊休資産等減損の兆候がある場合に減損損失の認識の判定を行い、投資額の回収が困難になった場合は、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額分を減損損失として特別損失に計上しております。

また、回収可能価額については、正味売却価額又は使用価値により測定しており、合理的に算定された価額に基づき評価しております。

なお、当事業年度末の固定資産の減損の兆候の判定にあたっては、以下の仮定を用いております。

昨年から続く「ウッドショック」を背景にロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定感の高まりが木材市場の混乱に拍車を掛け、加えて円安の進行も重なり、海外資材の調達コストの更なる高騰及び調達不安が予測され、これらの影響は翌事業年度以降も続くものと想定しております。他方、新型コロナウイルス感染症の影響は翌事業年度以降も続くものの、経済への影響は当事業年度と同等もしくは徐々に緩和していくものと仮定しております。

上記のとおり、非常に不透明な経済環境を背景とし、新設住宅着工戸数は減少傾向が予測されますが、経営目標及び重点課題を着実に実行していくことで、翌事業年度の売上高は当事業年度と同等の水準になることを見込んでおります。

減損の兆候の把握に当たり、これらも含めグルーピングごとの事業実態を慎重に検討した結果、減損の兆候はないものと判断しております。

事業計画や市場環境等の変化によって、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、減損の兆候が生じる場合があります。その場合、減損損失の認識の判定を行い、減損損失の認識が必要となった場合は、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額分を減損損失として特別損失に計上する可能性があります。

c. 株式の減損処理

当社の財務諸表において、長期保有を目的とする特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には、価格変動性が高い市場性のある株式と、市場性のない株式が含まれます。当社は投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、株式の減損処理をしております。公開会社の株式の場合、通常、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、2年間にわたり時価が取得原価に比べて30%以上50%未満継続して下落した場合、発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上し翌期も損失が予想される場合において減損処理をしております。

非公開会社の株式の場合、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合において減損処理をしております。

d. 繰延税金資産

「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に詳細を記載しております。

e. 退職給付

当社は、従業員の退職給付費用及び退職給付債務について、年金数理計算に使用される前提条件に基づいて算定しております。年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率及び年金資産の期待運用収益率等の重要な見積りが含まれております。これらの前提条件の決定にあたっては、金利変動などの市場動向を含め、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断し決定しております。

当社は、これらの前提条件の決定は合理的に行われたと判断しておりますが、前提条件と実際の結果が異なる場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務に影響を及ぼす可能性があります。

④ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当社が目標の達成状況を判断するための客観的な指標については、売上高営業利益率及びROE（株主資本利益率）としております。

この数年、特に収益性改善に資する取り組みを進めておりますが、当社を取り巻く事業環境や事業領域を勘案し、まずは売上高営業利益率3%を目標とし、付加価値の高い製品の開発、新たな事業領域（非住宅分野）の拡充、二つの事業の融合によるシナジーの追求を図っており、その成果も現れてきております。ROEに関しては、当社の規模感や今後の事業環境を鑑みて、自己資本は現状の水準を維持していく必要性を認識しており、効率的な資本政策と財務レバレッジとのバランスを鑑みながら、ROE 5%以上を持続できる体制にすべきと考えております。当事業年度の経営成績につきましては、上記、「① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容 b. 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

指標	前事業年度	当事業年度	目標値	目標対比
売上高営業利益率	1.2%	2.9%	3.0%	△0.1ポイント
ROE（株主資本利益率）	4.2%	5.3%	5.0%	+0.3ポイント

4【経営上の重要な契約等】

当社は、新型コロナウイルスの影響が長期化し急激な市場縮小、大幅な販売減及び資金不足となるような不測の事態への対応手段確保を目的に、主要取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。

主な契約の概要は以下のとおりであります。

契約締結先	株式会社大垣共立銀行	株式会社十六銀行	株式会社三井住友銀行
融資枠設定金額	500,000千円	300,000千円	300,000千円
契約締結日	2021年8月6日	2020年8月3日	2021年7月30日
契約期間	2021年8月6日から 2022年8月5日まで (1年間)	2020年8月3日から 2022年8月2日まで (2年間)	2021年8月4日から 2022年8月4日まで (1年間)
契約形態	相対型	相対型	相対型
担保の状況	無担保	無担保	無担保
確約条項	2022年3月期決算における純資産が2021年3月期決算と比べ75%以上を維持していること	2021年3月期決算及び2022年3月期決算における純資産が2020年3月期決算及び2021年3月期決算のいずれか大きい方と比べ50%以上を維持していること	2022年3月期決算における純資産が2021年3月期決算と比べ75%以上を維持していること

5【研究開発活動】

当社は「品質方針」「環境方針」に基づき、安心、安全な商品をお客様に提供することをテーマに研究開発活動に努めております。

内装建材事業の研究開発においては、塗装表面に抗ウイルス性能を持たせたカウンター、階段手摺りを手掛け、手に触れる安心感をコンセプトとした商品開発を行いました。階段の新商品の一つであるスチール製オープン手摺りユニットにおいてはシンプルなデザインの「シンプルタイプ」を発売いたしました。部材のひとつである縦棧や横棧を省いたオーソドックスなりニューアルではありますが、シンプルモダンのトレンドに合う、すっきりしたデザインに仕上がっております。

岐阜県産材への取り組みを進めているなか、当社の事業拠点である美濃加茂市の里山から伐採された「あべまき」の活用について、同材は良材が少ないため集成単板として活用することを検討し、同じく岐阜県産の杉の集成材と貼り合わせることで、岐阜県産材のみで構成されたカウンターを製品化することが出来ました。

また、インターネットでの販売商品においても開発を進めており、翌事業年度には4つの新商品をラインナップとして追加する予定としております。

木構造建材事業においては、サッシ付きパネル（ネオスマートパネル）の開発を行いました。ネオスマートパネルは壁パネルにサッシをプレキャストしたもので、耐力面材施工、サッシ施工等を省略でき工期を大幅に短縮できるほか、省力化や産業廃棄物の排出量削減にも貢献できる商品として拡販を進めております。

研究開発スタッフは11名で、当事業年度に支出した研究開発費の総額は107百万円となっております。

なお、研究開発活動においては、特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、生産の集約化、合理化及び原価低減などに対応するため、内装建材事業を中心に総額199百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、内装建材事業の内装部材（カウンター及び階段）加工設備（合理化）等であります。

（注）上記金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含めております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

（2022年3月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 （人）
			建物及び 構築物 （百万円）	機械装置及 び運搬具 （百万円）	土地 （百万円） （面積㎡）	リース 資産 （百万円）	その他 （百万円）	合計 （百万円）	
美濃加茂第1第2第3第4 工場 （岐阜県美濃加茂市）	内装建材事業 木構造建材事業	内装部材及 び構造部材 生産設備	380	238	1,592 (76,632)	12	55	2,279	228 [45]
資材物流センター （岐阜県美濃加茂市）	内装建材事業 木構造建材事業 その他 （賃貸事業）	物流倉庫	246	1	329 (22,455)	0	0	578	7 [-]
七宗第1第2第3工場 （岐阜県加茂郡七宗町）	内装建材事業	内装部材生 産設備	83	85	724 (31,605)	7	5	907	100 [25]
神測工場 （岐阜県加茂郡七宗町）	内装建材事業	倉庫	38	6	38 (9,127)	2	0	86	6 [3]
白川工場 （岐阜県加茂郡白川町）	内装建材事業	倉庫	4	0	43 (6,013)	—	1	49	— [-]
本社 （岐阜県美濃加茂市）	管理業務	管理業務施 設	4	—	15 (253)	11	21	52	25 [6]

（注）1. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品及びソフトウェア等であります。

3. 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資は、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

当事業年度末における重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
七宗第1工場 (岐阜県加茂郡七宗町)	内装建材事業	階段加工設備	23	－	借入金	2022.10	2023.3	更新
七宗第2工場 (岐阜県加茂郡七宗町)	内装建材事業	乾式塗装設備	41	－	借入金	2022.6	2023.1	研究開発
		造作材加工設備	20	－	借入金	2022.10	2023.3	更新
七宗第3工場 (岐阜県加茂郡七宗町)	内装建材事業	階段加工設備	25	－	借入金	2022.10	2023.3	合理化
美濃加茂第1工場 (岐阜県美濃加茂市)	内装建材事業	造作材加工設備	50	－	借入金	2022.7	2023.1	合理化
		塗装設備	24	－	借入金	2022.6	2023.2	更新
美濃加茂第1・第2工場 (岐阜県美濃加茂市)	内装建材事業	生産管理システム	23	－	借入金	2022.5	2022.12	合理化
七宗第1・第3工場 (岐阜県加茂郡七宗町) 美濃加茂第1工場 (岐阜県美濃加茂市)	内装建材事業	階段加工設備	44	－	借入金	2022.5	2023.3	更新
美濃加茂第3工場 (岐阜県美濃加茂市)	木構造建材事業	合板加工設備	64	－	借入金	2022.4	2023.3	更新
美濃加茂工場 (岐阜県美濃加茂市)	内装建材事業 木構造建材事業	太陽光発電システム	63	－	リース	2022.7	2022.12	環境 合理化

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	11,946,300
計	11,946,300

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,673,250	4,673,250	東京証券取引所 市場第二部 (事業年度末現在) スタンダード市場 (提出日現在) 名古屋証券取引所 市場第二部 (事業年度末現在) メイン市場 (提出日現在)	単元株式数 100株
計	4,673,250	4,673,250	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2017年10月1日 (注1)	△14,019,750	1,557,750	—	2,473	—	2,675
2020年10月1日 (注2)	3,115,500	4,673,250	—	2,473	—	2,675

(注) 1. 株式併合 (10 : 1) によるものであります。

2. 株式分割 (1 : 3) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	4	19	46	11	5	1,210	1,295	－
所有株式数 (単元)	－	471	744	26,009	285	68	18,972	46,549	18,350
所有株式数の 割合（%）	－	1.01	1.60	55.87	0.61	0.15	40.76	100	－

(注) 1. 自己株式208,881株は「個人その他」に2,088単元及び「単元未満株式の状況」に81株含めて記載しております。

なお、自己株式208,881株は株主名簿記載上の株式数であり、2022年3月31日現在の実質的な所有株式数は208,581株であります。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
都築木材株式会社	長野県伊那市日影336番地	1,196	26.79
西垣林業株式会社	奈良県桜井市戒重137番地	1,046	23.44
セブン工業社員持株会	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地	150	3.38
村上 隆吾	愛知県名古屋市中川区	113	2.54
株式会社Asia Accelerate Partners	東京都千代田区九段南一丁目5番6号	78	1.75
原田 義久	愛知県碧南市	61	1.38
杉山 榮弘	岐阜県加茂郡白川町	56	1.27
須山木材株式会社	島根県出雲市白枝町139番地	54	1.22
南 啓子	兵庫県芦屋市	48	1.08
内木 真哉	東京都渋谷区	47	1.07
計	－	2,853	63.92

(注) 1. 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が208千株あります。

2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 208,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,446,400	44,455	—
単元未満株式	普通株式 18,350	—	—
発行済株式総数	4,673,250	—	—
総株主の議決権	—	44,455	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式 (その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式600株 (議決権の数6個) 及び株主名簿上は当社名義となっており、実質的に所有していない株式300株 (議決権の数3個) が含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
セブン工業株式会社	岐阜県美濃加茂市 牧野1006番地	208,500	—	208,500	4.46
計	—	208,500	—	208,500	4.46

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株 (議決権の数3個) あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の中に含まれております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	150	78,060
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	208,581	—	208,581	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、株主の皆様に対する株主価値の向上を経営の重要課題として位置付け、安定成長を維持し、財務体質強化のための内部留保等を勘案のうえ、業績に基づいた適正な利益配分の継続を基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、当期は1株当たり17円（うち中間配当7円）の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は21.0%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の一層の充実及び将来の事業展開に役立ててまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年10月29日 取締役会決議	31	7
2022年6月23日 定時株主総会決議	44	10

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、社是に掲げた、公正、透明性を基本姿勢とした企業倫理に基づき、経営の意思決定の迅速化と内部統制の向上を図ることで、企業価値の維持増大を目指すことであります。更に企業統治システムを展開するため、法令、社会規範の遵守を核とし、企業理念、経営方針など経営に関するあらゆるビジョンを共有化させ、これを体系的に取り込み、強化することで、経営の適法性を最重視したコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しております。また、経営と執行の分離を図り、更なるガバナンス体制の強化と経営人材の育成を目的に、執行役員制度を導入しております。

当社の経営機構として、取締役会、監査役会、執行役員会を毎月開催しております。

取締役会は代表取締役 社長執行役員である木下浩一が議長を務め、メンバーとして取締役会長 都築寛明、取締役 常務執行役員 横井勝、取締役 執行役員 井上聡二、社外取締役 西垣貴文、社外取締役 下平真治、社外取締役 中川雅晴の取締役7名（うち独立役員2名）で構成しております。また常勤監査役 阿部正義、社外監査役 串田正克、社外監査役 稲越千束の監査役3名（うち独立役員2名）が参加しており、経営の意思決定を諮る最重要機関として常に内部牽制の徹底を図っております。社外取締役による独立的見地からの意見を取り入れ、適法かつ公正に経営が行われているか多角的に情報を共有するとともに、活発な議論を交わし相互牽制を促すことで取締役会の活性化と公正化を図っております。また、緊急を要する案件が発生した場合は、臨時取締役会を開催するなど機動的な運用を行っております。取締役の担当及び職務などに関しても、こうした運用のもと決定しております。

監査役会は常勤監査役である阿部正義が議長を務め、メンバーとして社外監査役 串田正克、社外監査役 稲越千束の3名で構成しており、個々の監査役の独立性を保持しながら経営監視機能の強化を図っており、監査役は取締役会など重要会議に出席し、業務執行の意思決定及びその執行状況について監査を行っております。更に、実効性を高めるうえで、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携を図り、監査機構全体の相互連携を強化しております。

執行役員会は代表取締役 社長執行役員である木下浩一が議長を務め、主要メンバーとして取締役 常務執行役員 横井勝、取締役 執行役員 井上聡二の取締役3名及び常勤監査役 阿部正義並びに執行役員5名で構成しております。執行役員会は、月1回開催しており、経営方針・目標に対する執行状況及び進捗管理など重要事項の運営を円滑に進めるための審議、協議を行っております。

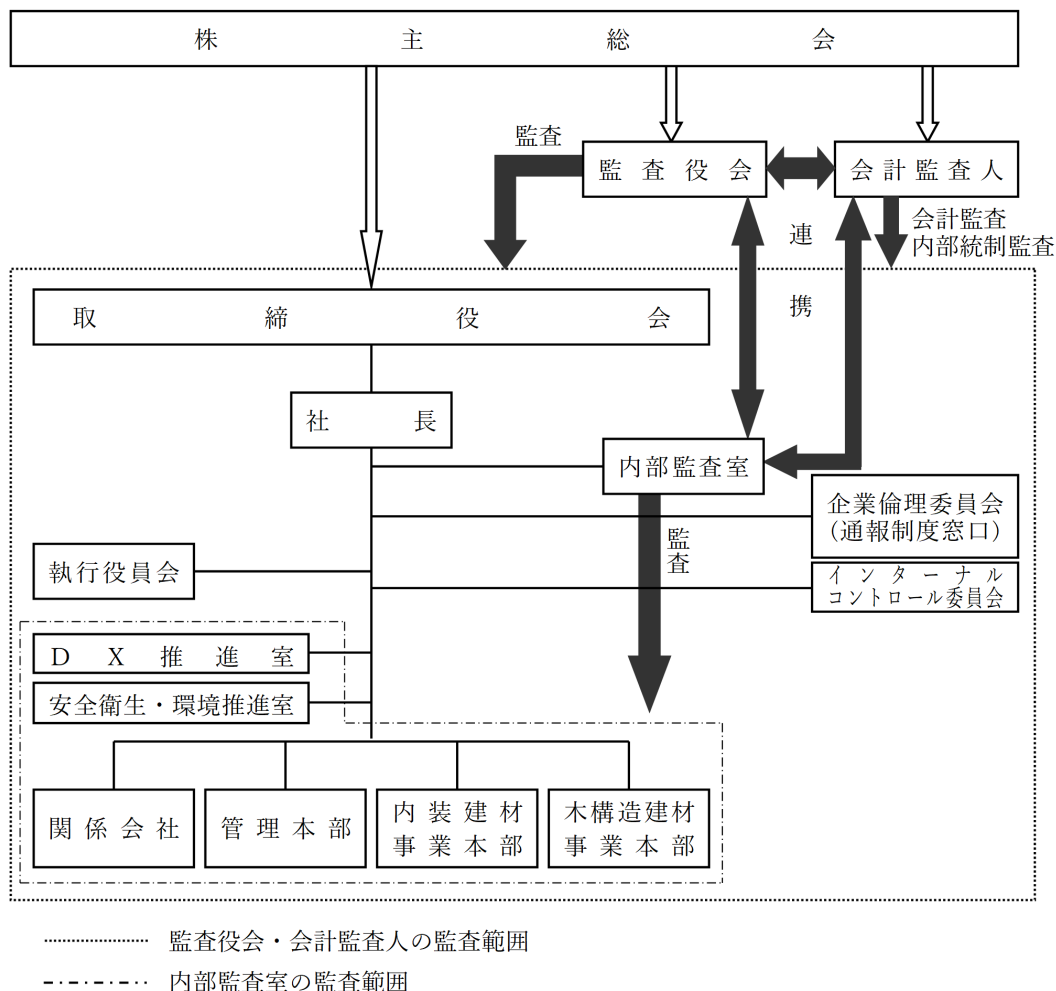
内部監査室は内部監査室長と他2名の計3名で構成されており、会社の業務及び財産の状況を監査し、社長に対し報告を行っております。また、内部統制のモニタリング機能としてその体制強化を図っております。

内部統制システムを推進する委員会として、企業倫理委員会、インターナルコントロール委員会を組織しております。

企業倫理委員会は取締役 常務執行役員である横井勝を委員長とし、メンバーに常勤監査役 阿部正義、社外監査役 串田正克の2名及び執行役員1名の計3名、オブザーバーとして代表取締役 社長執行役員 木下浩一の1名で構成されております。法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会及び弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図っております。

インターナルコントロール委員会は管理本部長を委員長とし、同委員会の活動はDXを推進していることから副委員長にDX推進室長をおいております。内部統制に関わるプロセス毎に9つの分科会で構成され、各分科会は関係部署の部長がオーナーを務めており、各部が行う業務管理の点検及び改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- I 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - i 社是「真実と努力」、「行持報恩」を基本理念とし、社是に基づく真実性、公正・透明性を基本とした「行動規範」、「行動指針」を定め、役職員全員がこれを遵守すべく継続的な研修を行う。
 - ii 企業倫理委員会を組織し、法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会及び弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図る。
 - iii インターナルコントロール委員会を組織し、各部が行う業務管理の点検及び改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図る。
 - iv 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。
 - v 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については管理部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。
- II 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 情報管理、文書管理に関する規程に基づき、各種の文書、帳票類等について適切に保存、管理する。また、株主総会をはじめ重要会議の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができる管理体制を維持する。
 - ii 機密情報、内部情報については、内部情報管理に関する規程に定めた基準に基づき適切に管理する。

- III 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i リスク管理規程に基づき、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を定め周知する。
 - ii 各部署は、リスク管理規程に基づきそれぞれの所管業務に係るマニュアル、作業手順書などを整備し実施する。
 - iii 安全衛生管理に関するマニュアルを整備し、定期的に社員教育等を行う。
- IV 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。
 - ii 取締役会のほか執行役員会を月1回開催し、重要案件の討議と業務に関する報告を行う。
 - iii 取締役会への付議については取締役会規則に基づき行う。
- V 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 内部統制に関する規程の整備を行うとともに業務の適正化と効率化を推進する。
 - ii 当社の経営理念、行動指針を子会社の全役職員が共有し、順法意識の醸成を図る。
 - iii 関係会社管理規程を整備し、子会社の適切な管理を行うとともに子会社における内部統制を推進し業務の効率性及び適正性を確保する施策を講ずる。
 - iv 子会社の役員等に対し定期的なモニタリングを実施し必要な助言、支援を行う。
- VI 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。
- VII 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人を置いた場合には、当該使用人の任命、解任、人事評価、人事異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- VIII 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な知識、能力を有した使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとに従事する組織、体制に帰属する。
- IX 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 取締役会その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。
 - ii 取締役及び使用人は当社又は子会社における業務又は財務に重大な影響を及ぼす事項について、遅滞なく監査役に報告する。
 - iii 監査役は何時でも必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、必要な文書については、常時閲覧することができる。
- X 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度の運用に準じ、報告者に不利益がないことを保証する。
- XI 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行に対して費用の前払請求又はその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、いかなる場合も請求に応ずる。

X II その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 取締役社長は定期的に監査役と情報交換を行うとともに、取締役及び使用人は定期的な監査役のヒアリングを通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ii 内部監査室は、内部監査の計画及び結果について定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を図る。
- iii 監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫等棚卸資産監査への立会い等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。

b. リスク管理体制の整備の状況

内部統制システムの基本方針及びリスク管理規程に基づき、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を周知するとともに各部署の問題点の認識及び改善策の策定をサポートしております。

各部署においては、リスク管理規程に基づき、それぞれの所管業務に係るマニュアル・作業手順書などを整備し、リスク管理プロセス（Plan・Do・Check・Action）の構築に努めリスクの極小化を図っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記、a. Vに記載のとおりであります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その概要は次のとおりです。

I 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

II 監査役の責任限定契約

監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の当社のすべての取締役及び監査役の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には填補の対象としないこととしております。

f. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

g. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

解任決議については、会社法第341条の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行われます。

h. 自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

i. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令が定める限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

j. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当（中間配当金）について、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

k. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	都築 寛明	1954年9月21日生	1978年4月 都築木材㈱入社 1982年4月 同社取締役 1993年5月 同社代表取締役副社長 2012年4月 同社代表取締役社長 (現任) 2016年6月 当社取締役会長就任 (現任)	(注) 4	—
代表取締役 社長執行役員	木下 浩一	1960年3月12日生	1983年4月 三菱商事㈱入社 2008年4月 同社資材本部戦略企画室長 2009年4月 米国三菱商事会社ロサンゼルス支店長 2012年4月 三菱商事建材㈱執行役員経営企画室長 2013年6月 同社取締役常務執行役員木材建材本部長 2020年3月 三菱商事㈱退職 2020年4月 当社顧問就任 2020年6月 当社代表取締役社長就任 2021年4月 当社代表取締役社長執行役員就任 (現任)	(注) 4	0
取締役 常務執行役員 木構造建材事業本部長	横井 勝	1960年11月7日生	2002年10月 当社入社 当社関西営業部長 2005年1月 当社西日本営業部長 2007年4月 当社プレカット部長 2009年4月 当社製造本部副本部長 木構造建材部長 当社取締役就任 2011年6月 当社木構造建材事業本部長 (現任) 2016年12月 当社製造部長 2017年12月 当社製造部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員就任 (現任)	(注) 4	4
取締役 執行役員 内装建材事業本部長	井上 聡二	1967年12月15日生	1986年3月 当社入社 2011年1月 当社化粧建材部長 2014年4月 当社製造本部副本部長 内装建材部長 2016年12月 当社内装建材事業本部副本部長 製造部長 2017年12月 当社内装建材事業本部長 製造部長 2018年4月 当社内装建材事業本部長 2021年4月 当社執行役員内装建材事業本部長 (現任) 2021年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 4	0
取締役	西垣 貴文	1979年10月3日生	2003年4月 住友電気工業㈱入社 2008年9月 西垣林業㈱入社 2011年3月 同社取締役 2014年3月 同社常務取締役 2016年3月 同社代表取締役専務 2016年6月 当社取締役就任 (現任) 2020年3月 西垣林業㈱代表取締役副社長 (現任)	(注) 4	—
取締役	下平 真治	1974年10月21日生	1997年4月 都築木材㈱入社 1997年7月 同社配送センター センター長 2007年4月 同社木材2部部長 2011年4月 同社取締役 2018年4月 同社営業本部本部長 (現任) 2021年6月 当社取締役就任 (現任) 2022年4月 都築木材㈱常務取締役 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	中川 雅晴	1952年4月3日生	1975年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所 1978年9月 公認会計士登録 1993年5月 同監査法人パートナー就任 2010年10月 同監査法人奈良事務所所長就任 2014年12月 同監査法人退職 2015年1月 公認会計士中川雅晴事務所開設（現任） 2015年6月 中村超硬㈱監査役（現任） 2017年6月 GMB㈱監査役（現任） 2018年3月 西垣林業㈱監査役 2021年6月 当社取締役就任（現任）	(注) 4	—
監査役 (常勤)	阿部 正義	1955年2月24日生	1980年7月 当社入社 1996年4月 当社経理部長 2002年4月 当社総務部長 2004年4月 当社経理部長 2013年6月 当社取締役就任 管理本部副本部長 2013年10月 当社経営企画部長 2015年6月 当社管理本部長 2020年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 5	15
監査役	串田 正克	1950年12月7日生	1986年4月 串田法律事務所（現串田・野口法律事務所）開設（現任） 2001年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 5	—
監査役	稲越 千束	1949年6月15日生	1975年3月 監査法人伊東会計事務所（現有限責任 あずさ監査法人）入所 1980年9月 公認会計士登録 1998年7月 同監査法人代表社員 2011年7月 有限責任 あずさ監査法人退任 公認会計士稲越千束事務所開設（現任） 2014年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 6	—
計					20

- (注) 1. 取締役西垣貴文、下平真治及び中川雅晴の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役串田正克及び稲越千束の両氏は、社外監査役であります。
3. 所有株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 2021年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 2020年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2022年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
7. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
梅村 誠司	1956年2月6日生	1978年3月 当社入社 2009年6月 当社取締役製造本部副本部長・積層建材部長 2011年1月 当社取締役製造本部長・製造業務部長・生産管理部長 2013年6月 当社常務取締役製造本部長・製造業務部長 2016年12月 当社常務取締役内装建材事業本部長 2017年12月 当社常務取締役社長補佐 2019年12月 当社内部監査室長（現任） 2021年4月 当社取締役常務執行役員社長補佐	12
野口 洋高	1975年5月12日生	2007年9月 弁護士登録 窪田法律特許事務所入所 2008年1月 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 2015年6月 串田法律事務所（現串田・野口法律事務所）入所（現任）	—

8. 当社は、経営と執行の分離を図り、更なるガバナンス体制の強化と経営人材の育成を目的に執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役との兼務3名を含め8名で構成されており、2022年6月23日現在の取締役兼務執行役員を除く執行役員は次のとおりであります。

役職名	氏名	役職名	氏名
執行役員 管理本部長	河合 剛	執行役員 内装建材事業本部副本部長	今井 忍
執行役員 内装建材事業本部副本部長 兼 商品企画部長	田島 宣浩	執行役員 木構造建材事業本部副本部長 兼 木構造建材営業部長	服部 賢昇
執行役員 管理本部管理部長	田口 浩司		

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役西垣貴文は西垣林業株式会社の代表取締役副社長であります。同社は当社の議決権の23.5%を所有するその他の関係会社であります。直接的な取引高は少額であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しており、上場金融商品取引所の定める独立役員に指定しております。

社外取締役下平真治は都築木材株式会社の常務取締役であります。同社は当社の議決権の26.9%を所有するその他の関係会社であり、製品の販売及び資材調達における取引先の1社であります。

社外取締役中川雅晴は公認会計士（公認会計士中川雅晴事務所代表）であり、その中立的な立場から、上場金融商品取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。なお、同氏は2022年3月18日付で西垣林業株式会社の監査役を退任し、顧問に就任いたしました。

社外監査役串田正克は弁護士（串田・野口法律事務所代表）であり、その中立的な立場から、上場金融商品取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。

社外監査役稲越千束は公認会計士（公認会計士稲越千束事務所代表）であり、その中立的な立場から、上場金融商品取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。

社外取締役3名及び社外監査役2名と当社の間には、いずれも人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する特段の基準を設けておりませんが、社外取締役については、経営全般の監督機能が発揮できる立場にあり、そのための必要な見識、経験を有していること、社外監査役については、高い専門性、多角的な視点からあるいは中立的見地から監査が行える豊富な経験や幅広い知見を有していることを選任の基本方針としております。

社外取締役は、それぞれ経営全般に対する幅広い視点からの確かな提言を行っており、選任状況は適切であると考えております。社外監査役は、上場金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たすなど高い独立性を有するほか、専門性、中立的視点から取締役の業務執行の適法性や取締役会の意思決定の適正性を確保するための役割を果たしており選任状況は適切であると考えております。

ガバナンスの強化、事業運営の質的向上を図るため、社外取締役及び社外監査役のみで構成するミーティングを定期的開催し、専門的かつ独立的見地からの事業運営に資する提言をまとめ、執行側への提案を行っております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、取締役会構成員10名のうち5名が独立役員を含む社外取締役及び社外監査役で構成されております。取締役会等における議論についても、各々の専門的見地から意思決定又は進捗管理等について、客観的かつ中立的な提言がなされるなど、経営全般における監査、監督が的確に行われております。

常勤監査役と内部監査室は常に連携する体制となっており、常勤監査役は内部監査室が行う各部署への業務監査に同行しており、また会計監査人との連携については、監査講習会の出席や在庫棚卸等資産監査への同行を始め緊密な連携を図っております。

内部統制に関しては、これを統括する管理本部長のもとで組織するインターナルコントロール委員会及びその複数の分科会において、いずれも内部監査室の出席のもと会計監査人、内部監査室からの指摘をもとに議論がなされ改善を推進しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は3名で構成しており、うち2名を社外監査役としております。

監査役は取締役会など重要会議に出席するとともに、代表取締役との定期的な会合を通じて意見交換を行っております。また、業務執行に関する重要書類の閲覧を行うほか、必要に応じて取締役等から業務の報告を受けることにより業務執行に関する監査を行っております。

なお、社外監査役稲越千束は公認会計士（公認会計士稲越千束事務所代表）であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
常勤監査役	阿部 正義	全13回中13回
社外監査役	串田 正克	全13回中12回
社外監査役	稲越 千束	全13回中13回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針、監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、取締役等の職務の執行状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性などであります。

また、常勤監査役の活動として、取締役等との意思疎通、社内の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び各工場等における業務及び財産の状況調査、子会社等の事業報告の確認、会計監査人からの監査結果の報告の確認などを行っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査の組織として、社長直轄の内部監査室（3名）を設置しております。内部監査室は定期的に各部門における業務及び財産の状況を監査するとともに、必要に応じて関係者への聴取及び調査を行い、その内容は社長に対し報告を行っております。また、内部統制のモニタリング機能として、全社又は各部門における業務の適正性や効率性の評価及び監査を行っております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携については、内部監査室が行う監査の結果や内部統制の評価の状況等について定期的に報告を行い、相互に情報交換を行うなど常に連携を図っております。会計監査人の監査計画に基づき実施される監査業務に関する定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人が行う監査講評会への出席、在庫棚卸等資産監査への立会いに同行するなど、緊密な連携による監査の効率化と質的向上を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

17年間

c. 業務を執行した公認会計士

楠元 宏

馬淵 宣考

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務における補助者は公認会計士2名、会計士試験合格者等5名及びその他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役及び監査役会が、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任している理由は、当社監査役会の会計監査人评价・選定基準に照らし、同会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、また当社の事業分野の知見を有しているなど総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が監査法人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役により、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は監査法人の評価にあたり、有限責任 あずさ監査法人より、品質管理体制の聴取や関連資料による確認、並びに内部監査室ほか各部署及び業務担当者からの意見、情報を入手したうえで検証を行っております。その結果、監査チームと当社の監査体制との連携を含め、同会計監査人の品質管理体制等も勘案し監査が適正に行われていると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社は、2022年6月23日開催の第63期定時株主総会において、次のとおり会計監査人の選任を決議いたしました。

第63期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）有限責任 あずさ監査法人

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）かがやき監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は、次のとおりです。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

① 選任する監査公認会計士等の名称

かがやき監査法人

② 退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2022年6月23日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2005年6月27日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月23日開催予定の第63期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えております。しかし、継続監査期間が長期にわたっており、新たな視点での監査が必要な時期であることに加え、監査環境の変化等により監査費用が増加傾向にあることから、当社の事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性等について、複数の監査法人を対象に比較検討してまいりました。

その結果、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査費用等を総合的に勘案し、新たにかがやき監査法人を当社の会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

① 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

② 監査役会の意見

妥当である旨の回答を得ております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
23	1	24	—

前事業年度の非監査業務に基づく報酬は、収益認識に係る会計基準の導入支援業務についての対価であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、当社の事業規模、特性、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は以下のとおりであります。

1年に一度、会計監査人の報酬改定に関し、監査の品質、また監査計画から想定される執務時間及び監査業務の内容等の検証を行うとともに同業他社における監査報酬の水準等も勘案しながら、会計監査人と協議を行っております。こうしたプロセスも経たうえで決定していることから監査報酬は妥当と判断し同意しているものです。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しており、その内容は次のとおりです。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、定時株主総会における報酬限度額の範囲内（役員退職慰労金を除く）において、内規に基づく役位、担当職務、他社水準及び従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し決定する。

報酬は月額固定報酬、取締役賞与及び役員退職慰労金で構成する。

a. 月額の固定報酬

個々の取締役の報酬の決定に関し、当該年度の業績等並びに各職責を踏まえ、取締役会において決議する。

b. 取締役賞与

当該年度の業績等を総合的に判断したうえで、取締役会において支給の有無及び総額を決議する。取締役会決議に基づき、代表取締役社長が個々の取締役の支給額について委任を受けるものとする。

c. 役員退職慰労金

役員退職慰労金支給規程において、金額又は算定方法を定める。

支給時期については、取締役を退任する時をもって、応ずる年度に開催する定時株主総会の決議により支払うものとする。

監査役の報酬については株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役割分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

なお、当事業年度の役員の報酬等の額については、上記の基本方針等に従い取締役会及び監査役会により協議の上、決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬は、2004年6月25日開催の第45期定時株主総会において報酬限度額が決議されており、その内容は取締役が年額1億円以内（定款で定める員数は12名以内、当該定時株主総会終結時点の員数は7名）、監査役が年額30百万円以内（定款で定める員数は4名以内、当該定時株主総会終結時点の員数は4名）であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	82	55	—	26	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	11	10	—	1	—	1
社外役員	15	14	—	1	—	6

(注) 上記の退職慰労金は、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金の支払17百万円（取締役17百万円及び社外役員0百万円）及び当事業年度中の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した10百万円（取締役8百万円、監査役1百万円及び社外役員1百万円）であります。

③ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資を目的とした株式投資を行わないことを原則としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は株式投資を行わないことを原則としているため直接的な株式投資はありませんが、円滑な取引関係を維持するため、主要取引先（1社）の協力会社持株会に加入しております。本会の加入については社外役員への説明等十分な協議のもと行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	7

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	0	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大東建託㈱ (協力会 持株会)	580	517	主要販売先であり、円滑な取引関係を維持するため持株会に加入しております。 株式数の増加は持株会への拠出によるものであります。	無
	7	6		

(注) 特定投資株式の定量的な保有効果については記載が困難なため省略しております。保有の合理性については、社外役員への十分な説明を行ったうえ検証されております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、対応ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、主に管理部において、研修会等への参加をしております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	792	751
受取手形	474	283
電子記録債権	548	978
売掛金	2,747	3,922
契約資産	—	51
商品及び製品	230	219
仕掛品	366	445
原材料及び貯蔵品	571	947
未収入金	51	91
その他	33	43
貸倒引当金	△4	△6
流動資産合計	5,813	7,727
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	750	713
構築物（純額）	50	45
機械及び装置（純額）	※3 298	※3 329
車両運搬具（純額）	4	2
工具、器具及び備品（純額）	14	19
土地	2,770	2,768
リース資産（純額）	40	34
建設仮勘定	23	1
山林	11	11
有形固定資産合計	※1 3,964	※1 3,926
無形固定資産		
ソフトウェア	※3 79	※3 64
その他	9	10
無形固定資産合計	89	74
投資その他の資産		
投資有価証券	6	7
関係会社株式	47	12
出資金	0	0
破産更生債権等	0	0
長期前払費用	3	26
前払年金費用	103	103
繰延税金資産	64	71
差入保証金	19	19
会員権	0	0
保険積立金	40	14
投資その他の資産合計	286	256
固定資産合計	4,340	4,257
資産合計	10,153	11,984

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	331	333
電子記録債務	662	1,035
買掛金	839	1,298
短期借入金	—	500
1年内返済予定の長期借入金	345	302
リース債務	15	13
未払金	176	217
未払費用	105	122
未払法人税等	34	177
前受金	4	—
預り金	41	43
返金負債	—	3
賞与引当金	145	200
設備関係支払手形	3	21
設備関係未払金	12	7
その他	48	45
流動負債合計	2,766	4,322
固定負債		
長期借入金	651	635
リース債務	28	24
役員退職慰労引当金	46	39
資産除去債務	3	3
その他	5	10
固定負債合計	736	713
負債合計	3,503	5,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,473	2,473
資本剰余金		
資本準備金	2,675	2,675
資本剰余金合計	2,675	2,675
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	2	2
繰越利益剰余金	1,742	2,040
利益剰余金合計	1,745	2,043
自己株式	△244	△244
株主資本合計	6,650	6,948
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	6,650	6,948
負債純資産合計	10,153	11,984

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高		
製品売上高	12,494	※1 15,800
商品売上高	172	192
その他の売上高	19	23
売上高合計	12,686	16,016
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	271	230
当期製品製造原価	※3 10,398	※3 13,290
合計	10,669	13,521
製品期末棚卸高	230	219
製品売上原価	※2 10,439	※2 13,302
商品売上原価		
商品期首棚卸高	—	—
当期商品仕入高	143	161
合計	143	161
商品期末棚卸高	—	—
商品売上原価	143	161
その他の原価	5	5
売上原価合計	10,588	13,469
売上総利益	2,097	2,546
販売費及び一般管理費		
販売運賃	823	922
広告宣伝費	13	14
販売促進費	12	4
役員報酬	80	80
給料及び手当	415	437
賞与	27	30
賞与引当金繰入額	35	48
退職給付費用	26	13
役員退職慰労引当金繰入額	8	10
法定福利費	84	87
旅費及び交通費	18	20
租税公課	50	57
減価償却費	9	8
賃借料	35	33
研究開発費	※3 98	※3 99
支払手数料	69	80
その他	130	135
販売費及び一般管理費合計	1,940	2,083
営業利益	156	463

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	2	2
受取手数料	2	1
雇用調整助成金	71	14
その他の雇用関連収入	0	0
スクラップ売却益	0	0
資材売却益	1	1
保険差益	0	0
その他	3	0
営業外収益合計	82	22
営業外費用		
支払利息	7	5
売上割引	10	—
為替差損	0	0
その他	1	0
営業外費用合計	19	6
経常利益	219	478
特別利益		
固定資産売却益	※4 0	※4 0
保険解約返戻金	3	—
補助金収入	1	0
子会社清算益	—	49
その他	0	—
特別利益合計	5	50
特別損失		
固定資産廃棄売却損	※5 0	※5 0
減損損失	※6 2	※6 1
保険解約損	—	1
その他	0	—
特別損失合計	3	4
税引前当期純利益	222	524
法人税、住民税及び事業税	42	169
法人税等調整額	△95	△6
法人税等合計	△53	163
当期純利益	275	361

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
I 材料費			6,877	65.8	9,578	71.6
II 労務費			2,107	20.1	2,229	16.7
III 経費						
1. 減価償却費		233			236	
2. 外注加工費		648			671	
3. その他		588	1,471	14.1	652	11.7
当期総製造費用			10,456	100.0	13,368	100.0
仕掛品期首棚卸高			309		366	
合計			10,765		13,735	
仕掛品期末棚卸高			366		445	
当期製品製造原価			10,398		13,290	

(注)

項目	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
原価計算の方法	<p>予定原価に基づく工程別製品別総合原価計算を実施しております。 ただし、構造部材については実際原価に基づく個別原価計算を実施しております。</p>

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,473	2,675	2,675	3	1,556	1,559
当期変動額						
剰余金の配当					△89	△89
圧縮記帳積立金の取崩				△0	0	－
当期純利益					275	275
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△0	186	186
当期末残高	2,473	2,675	2,675	2	1,742	1,745

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△243	6,464	△1	△1	6,463
当期変動額					
剰余金の配当		△89			△89
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純利益		275			275
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1	1	1
当期変動額合計	△0	185	1	1	187
当期末残高	△244	6,650	0	0	6,650

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,473	2,675	2,675	2	1,742	1,745
会計方針の変更による累積的影響額					△1	△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,473	2,675	2,675	2	1,741	1,744
当期変動額						
剰余金の配当					△62	△62
圧縮記帳積立金の取崩				△0	0	－
当期純利益					361	361
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△0	299	299
当期末残高	2,473	2,675	2,675	2	2,040	2,043

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△244	6,650	0	0	6,650
会計方針の変更による累積的影響額		△1			△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	△244	6,648	0	0	6,648
当期変動額					
剰余金の配当		△62			△62
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純利益		361			361
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			0	0	0
当期変動額合計	△0	299	0	0	299
当期末残高	△244	6,948	0	0	6,948

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	222	524
減価償却費	248	249
減損損失	2	1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	55
前払年金費用の増減額 (△は増加)	62	△0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△17	△6
受取利息及び受取配当金	△2	△2
支払利息	7	5
固定資産除売却損益 (△は益)	0	0
保険解約返戻金	△3	1
子会社清算損益 (△は益)	—	△49
売上債権の増減額 (△は増加)	461	△1,454
棚卸資産の増減額 (△は増加)	21	△451
仕入債務の増減額 (△は減少)	△270	833
その他	△48	△7
小計	684	△296
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	△7	△5
法人税等の還付額	—	6
法人税等の支払額	△55	△39
営業活動によるキャッシュ・フロー	623	△332
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△123	△155
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	△15	△22
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
子会社の清算による収入	—	84
保険積立金の解約による収入	39	26
その他	△3	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△104	△71
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	500
長期借入れによる収入	—	300
長期借入金の返済による支出	△434	△359
自己株式の取得による支出	△0	△0
リース債務の返済による支出	△19	△16
配当金の支払額	△89	△62
財務活動によるキャッシュ・フロー	△544	360
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△24	△41
現金及び現金同等物の期首残高	817	792
現金及び現金同等物の期末残高	※ 792	※ 751

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品

総平均法による原価法 (ただし、構造部材については個別法による原価法)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 原材料

月次総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物 (建物附属設備を除く)

定額法

建物以外

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～38年

機械及び装置 8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給規程による支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用 (投資その他の資産) に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 商品及び製品の販売

内装建材事業における内装部材及び木構造建材事業における構造部材の販売については、主に顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する仕入の対価を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、金利値引き、リベート、協賛金等の変動対価については、収益を認識する時点でその額を見積り、収益の額から控除するとともに返金負債を計上しております。

(2) 工事請負契約

木構造建材事業における施設建築及び住宅構造躯体建て方の工事請負契約については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負工事については、検収時点において収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産の総額	228	230
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△131	△126
評価性引当額控除後の繰延税金資産	97	104
繰延税金負債	△32	△32
繰延税金資産（△は負債）の純額	64	71

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消による課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

当事業年度の繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて、翌事業年度の一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末の繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたって、当社の将来の収益に与える影響を客観的に予測することが困難であることから、以下の仮定を用いて作成した翌事業年度の事業計画を基礎とした課税所得の見積額に基づき、繰延税金資産の回収可能性について判断しております。

昨年から続く「ウッドショック」を背景にロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定感の高まりが木材市場の混乱に拍車を掛け、加えて円安の進行も重なり、海外資材の調達コストの更なる高騰及び調達不安が予測され、これらの影響は翌事業年度も続くものと想定しております。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響は翌事業年度以降も続くものの、経済への影響は当事業年度と同等もしくは徐々に緩和していくものと仮定しており、当社の経営状況への影響は軽微であると判断しております。

上記のとおり、非常に不透明な経済環境を背景とし、新設住宅着工戸数は減少傾向が予測されますが、経営目標及び重点課題を着実に実行していくことで、翌事業年度の売上高は当事業年度と同等の水準になることを見込んでおります。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、課税所得の見積額が減少し回収可能性がないと判断された場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、金利値引き、リベート、協賛金等の変動対価について、従来は金額確定時に販売費及び一般管理費もしくは営業外費用として処理しておりましたが、当事業年度より収益を認識する時点で変動対価の額を見積り、収益の額から控除するとともに返金負債を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用前と比較し、当事業年度の売上高は26百万円減少、販売費及び一般管理費は8百万円減少、営業利益は17百万円減少、営業外費用は16百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益は0百万円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は1百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、収益認識基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外費用」の「その他」に表示していた1百万円は、「為替差損」0百万円、「その他」1百万円として組み替えております。

(追加情報)

当社が属する住宅業界におきましては、「ウッドショック」と呼ばれる世界的な木材資源の需給バランスの不均衡を背景とした海外資材の価格高騰及び調達リスクが事業運営に大きな影響を与えており、更にはロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定感の高まりや円安の進行が木材市場の混乱に拍車を掛けております。また、新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチン接種の普及など感染対策の広がりから、徐々に経済活動が正常化に向かう動きも見られましたが、その影響は当初の仮定よりも長期化の様相を呈しております。また、経済、企業活動など広範囲に影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であります。

これらの影響は、2023年3月期の一定期間にわたり継続するものの、新型コロナウイルス感染症の経済への影響は当事業年度と同等もしくは徐々に緩和していくとの仮定のもと、繰延税金資産等において会計上の見積りを会計処理に反映しております。

なお、上記の仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	6,969百万円	7,156百万円

2 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座借越極度額及びコミットメントラインの総額	3,300百万円	3,300百万円
借入実行残高	—	500
差引額	3,300	2,800

上記コミットメントライン契約について、以下のどちらかの財務制限条項が付されております。

- ① 2022年3月期決算における純資産が2021年3月期決算と比べ75%以上を維持。
- ② 2021年3月期決算及び2022年3月期決算における純資産が2020年3月期決算及び2021年3月期決算のいずれか大きい方と比べ50%以上を維持。

※3 圧縮記帳

過年度に取得した資産のうち、国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳額は107百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置100百万円及びソフトウェア6百万円であります。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 棚卸資産

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
24百万円	24百万円

※3 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
111百万円	107百万円

※4 固定資産売却益の内訳

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
車両運搬具	一百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0	0
計	0	0

※5 固定資産廃棄売却損の内訳

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
廃棄損		
建物	0百万円	0百万円
構築物	0	—
機械及び装置	0	0
車両運搬具	—	0
工具、器具及び備品	0	0
その他	—	0
計	0	0
廃棄売却損合計	0	0

※6 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

場所	用途	種類
岐阜県加茂郡白川町	遊休資産	土地
岐阜県加茂郡七宗町	遊休資産	土地

当社は、事業部門別を基本としてグルーピングしており、賃貸及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。

使用が見込まれていない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失2百万円として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算定した額により評価しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

場所	用途	種類
岐阜県加茂郡白川町	遊休資産	土地

当社は、事業部門別を基本としてグルーピングしており、賃貸及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。

使用が見込まれていない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失1百万円として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算定した額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1. 2.	1,557	3,115	—	4,673
合計	1,557	3,115	—	4,673
自己株式				
普通株式（注）1. 3.	69	139	—	208
合計	69	139	—	208

（注）1. 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加3,115千株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加139千株は、株式分割による増加138千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株（株式分割前0千株、株式分割後0千株）によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	59	40	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	29	20	2020年9月30日	2020年12月1日

（注）2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	31	利益剰余金	7	2021年3月31日	2021年6月25日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	4,673	—	—	4,673
合計	4,673	—	—	4,673
自己株式				
普通株式（注）	208	0	—	208
合計	208	0	—	208

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	31	7	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	31	7	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	44	利益剰余金	10	2022年3月31日	2022年6月24日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
現金及び預金勘定	792百万円	751百万円
現金及び現金同等物	792	751

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、車両（車両運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金収支計画に照らして、設備投資資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。
なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の財務状況等を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

資金調達に係る流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持並びに取引銀行との間に当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結する等により流動化リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の期末日現在における営業債権のうち13.9%が株式会社LIXILに対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	6	6	—
資産計	6	6	—
(1) 長期借入金 (※3)	996	997	0
負債計	996	997	0

※1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (百万円)
関係会社株式 非上場株式等	47

※3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券（※2） その他有価証券	7	7	—
資産計	7	7	—
(1) 長期借入金（※3）	937	935	△1
負債計	937	935	△1

※1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（百万円）
関係会社株式 非上場株式等	12

※3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	792	—	—	—
受取手形	474	—	—	—
電子記録債権	548	—	—	—
売掛金	2,747	—	—	—
合計	4,563	—	—	—

当事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	751	—	—	—
受取手形	283	—	—	—
電子記録債権	978	—	—	—
売掛金	3,922	—	—	—
合計	5,936	—	—	—

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	—	—	—	—	—	—
長期借入金	345	259	185	127	65	14
合計	345	259	185	127	65	14

当事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	500	—	—	—	—	—
長期借入金	302	228	169	108	57	70
合計	802	228	169	108	57	70

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	7	—	—	7
資産計	7	—	—	7

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (※)	—	935	—	935
負債計	—	935	—	935

※1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によって算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2021年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額は子会社株式34百万円、関連会社株式12百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	6	6	0
	合計	6	6	0

(注) 当該有価証券の減損処理に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、原則として減損処理を行っております。

また、上記以外に下記の状態にある場合についても、原則として減損処理を行っております。

- ・過去2年間にわたり時価が取得原価に比べて30%以上50%未満継続して下落した場合
- ・株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
- ・株式の発行会社が2期連続で損失を計上し翌期も損失が予想される場合

当事業年度 (2022年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
関連会社株式	12

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	7	7	0
	合計	7	7	0

(注) 当該有価証券の減損処理に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、原則として減損処理を行っております。

また、上記以外に下記の状態にある場合についても、原則として減損処理を行っております。

- ・過去2年間にわたり時価が取得原価に比べて30%以上50%未満継続して下落した場合
- ・株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
- ・株式の発行会社が2期連続で損失を計上し翌期も損失が予想される場合

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,285百万円	1,296百万円
勤務費用	66	66
利息費用	3	4
数理計算上の差異の発生額	△15	2
退職給付の支払額	△43	△31
退職給付債務の期末残高	1,296	1,337

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	1,266百万円	1,454百万円
期待運用収益	12	14
数理計算上の差異の発生額	158	6
事業主からの拠出額	59	60
退職給付の支払額	△43	△31
年金資産の期末残高	1,454	1,503

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,296百万円	1,337百万円
年金資産	△1,454	△1,503
未積立退職給付債務	△157	△165
未認識数理計算上の差異	54	62
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△103	△103
前払年金費用	△103	△103
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△103	△103

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	66百万円	66百万円
利息費用	3	4
期待運用収益	△12	△14
数理計算上の差異の費用処理額	64	3
確定給付制度に係る退職給付費用	121	59

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
債券	51.0%	47.0%
株式	29.9	27.1
オルタナティブ投資	9.0	8.8
生命保険一般勘定	7.6	7.6
その他	2.5	9.5
合 計	100.0	100.0

(注) オルタナティブ投資は、主にヘッジファンド等への投資であり、複数の銘柄に分散して投資しております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
割引率	0.37%	0.54%
長期期待運用収益率	1.0%	1.0%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1百万円	2百万円
賞与引当金	44	60
役員退職慰労引当金	14	12
減損損失	102	95
関係会社株式評価損	22	—
その他	44	59
繰延税金資産小計	228	230
評価性引当額	△131	△126
繰延税金資産合計	97	104
繰延税金負債		
前払年金費用	△31	△31
圧縮記帳積立金	△1	△1
除去債務資産	△0	△0
株式等評価差額金	△0	△0
繰延税金負債合計	△32	△32
繰延税金資産(△は負債)の純額	64	71

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	
住民税均等割	7.0	
評価性引当額の増減	△59.4	
試験研究費の特別控除等	△2.8	
その他	0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△24.1	

(持分法損益等)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(公共施設等運営事業関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) 財又はサービスの種類別

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 建材事業	計		
階段・手摺	4,203	—	4,203	—	4,203
カウンター	2,066	—	2,066	—	2,066
和風造作材・框・洋風造作材	1,565	—	1,565	—	1,565
プレカット加工材	—	6,532	6,532	—	6,532
住宅パネル	—	620	620	—	620
施設建築・建て方請負い	—	387	387	—	387
その他	193	432	626	—	626
顧客との契約から生じる収益	8,028	7,972	16,001	—	16,001
その他の収益	—	—	—	14	14
外部顧客への売上高	8,028	7,972	16,001	14	16,016

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

(2) 収益認識の時期別

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 建材事業	計		
一時点で移転される財	8,028	7,643	15,672	—	15,672
一定の期間にわたり移転される財	—	329	329	—	329
顧客との契約から生じる収益	8,028	7,972	16,001	—	16,001
その他の収益	—	—	—	14	14
外部顧客への売上高	8,028	7,972	16,001	14	16,016

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、工事請負契約について事業年度末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求である対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。このため、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、各事業部門において集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しております。

当社は、集成材等を使用した住宅部材の生産販売を行う「内装建材事業」、「木構造建材事業」の2つの事業を報告セグメントとしております。

「内装建材事業」は、内装部材（階段・手摺・カウンター・和風造作材・框・洋風造作材）の生産販売、「木構造建材事業」は、構造部材（プレカット加工材・住宅パネル）の生産販売を行っております。なお、「木構造建材事業」には施設建築及び住宅構造躯体の建て方請負いも含まれております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2・3	財務諸表 計上額 (注) 4
	内装 建材事業	木構造 建材事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,595	5,075	12,670	15	12,686	—	12,686
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	8	9	—	9	△9	—
計	7,596	5,083	12,680	15	12,695	△9	12,686
セグメント利益又は損失(△)	△19	168	149	7	156	—	156
セグメント資産	3,092	1,948	5,040	86	5,127	5,026	10,153
その他の項目							
減価償却費	135	102	238	2	241	6	248
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	103	17	121	—	121	4	126

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 売上高の調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3. セグメント資産及びその他の項目の調整額は本社管理部門及び全社共用資産等であります。

4. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2・3	財務諸表 計上額 (注) 4
	内装 建材事業	木構造 建材事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	8,028	7,972	16,001	14	16,016	—	16,016
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	8	11	—	11	△11	—
計	8,031	7,981	16,012	14	16,027	△11	16,016
セグメント利益又は損失(△)	△140	597	456	6	463	—	463
セグメント資産	3,322	2,105	5,428	83	5,512	6,471	11,984
その他の項目							
減価償却費	146	92	238	2	241	8	249
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	144	48	192	—	192	6	199

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 売上高の調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3. セグメント資産及びその他の項目の調整額は本社管理部門及び全社共用資産等であります。

4. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
(株)エヌ・シー・エヌ	1,748	木構造建材事業、内装建材事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	内装建材事業	木構造建材事業	その他	全社・消去	財務諸表計上額
減損損失	—	—	—	2	2

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は賃貸事業であります。

2. 「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減損損失であります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	内装建材事業	木構造建材事業	その他	全社・消去	財務諸表計上額
減損損失	—	—	—	1	1

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は賃貸事業であります。

2. 「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	都築木材 ㈱	長野県 伊那市	20	住宅建築資 材の製造・ 販売	(被所有) 直接26.9%	当社製品の販 売及び原材料 の仕入 役員の兼任	木質建材の 販売	165	売掛金	10
							原材料の 仕入	941	買掛金	117

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
- ② 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	都築木材 ㈱	長野県 伊那市	20	住宅建築資 材の製造・ 販売	(被所有) 直接26.9%	当社製品の販 売及び原材料 の仕入 役員の兼任	木質建材の 販売	171	売掛金	19
							原材料の 仕入	1,973	買掛金	230

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
- ② 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

2. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社（当該会社の子会社を含む）	西垣林業(株)	奈良県 桜井市	75	木材卸売・ 製材加工・ 林業経営・ 建築請負	(被所有) 直接23.5%	当社製品の販売及び原材料の仕入 役員の兼任	木質建材の販売	0	—	—
							原材料の仕入	95	買掛金	12

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - ② 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 西垣林業株式会社は、当社役員西垣貴文氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,489円54銭	1,556円29銭
1株当たり当期純利益金額	61円73銭	81円07銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- (注) 1. 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額はそれぞれ0円36銭、0円20銭減少しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	275	361
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	275	361
期中平均株式数（千株）	4,465	4,464

(注) 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して期中平均株式数を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		大東建託(株) (協力会持株会)	580	7
		計	580	7

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,083	19	0	3,102	2,389	57	713
構築物	704	—	—	704	659	5	45
機械及び装置	4,048	160	25	4,183	3,853	128	329
車両運搬具	29	—	1	28	25	2	2
工具、器具及び備品	155	12	3	164	145	7	19
土地	2,770	—	1 (1)	2,768	—	—	2,768
リース資産	107	9	—	116	82	15	34
建設仮勘定	23	65	86	1	—	—	1
山林	11	—	—	11	—	—	11
有形固定資産計	10,934	266	118 (1)	11,082	7,156	216	3,926
無形固定資産							
ソフトウェア	721	18	—	740	675	34	64
その他	13	2	2	13	3	—	10
無形固定資産計	734	21	2	753	679	34	74
長期前払費用	5	24	1	29	2	1	26

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは下記のとおりであります。

建物	増加額 (百万円)	岐阜県加茂郡七宗町	6
機械及び装置	増加額 (百万円)	美濃加茂第1工場	70
		七宗第1工場	46
		美濃加茂第4工場	9
	減少額 (百万円)	七宗第1工場	17
ソフトウェア	増加額 (百万円)	全社	5
		美濃加茂第4工場	4

2. 「当期減少額」欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	500	0.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	345	302	0.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	15	13	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	651	635	0.5	2023年～ 2028年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	28	24	—	2023年～ 2028年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,041	1,475	—	—

- (注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び残高は、期末の数値を使用しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	228	169	108	57
リース債務	10	7	3	1

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4	6	—	4	6
賞与引当金	145	200	145	—	200
役員退職慰労引当金	46	10	17	—	39

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	0
預金	
当座預金	731
普通預金	19
別段預金	0
小計	751
合計	751

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)アルボレックス	73
(株)ノダ	54
津田産業(株)	46
伊藤忠建材(株)	32
東京グラスロン(株)	28
その他	47
合計	283

期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
2022年 4月	41
5月	109
6月	74
7月	37
8月	20
合計	283

ハ. 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)飯田産業	267
双日建材(株)	206
ナイス(株)	160
ジャパン建材(株)	71
(株)ジューテック	68
その他	203
合計	978

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
2022年 4月	195
5月	410
6月	206
7月	109
8月	55
合計	978

ニ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
(株) L I X I L	720
(株) エヌ・シー・エヌ	658
一建設(株)	288
パナソニック(株)	229
住友林業(株)	216
その他	1,808
合計	3,922

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
2,747	17,617	16,390	3,973	80.5%	69.6

(注) 上記の金額には、売掛金に加え契約資産の金額が含まれております。

ホ. 商品及び製品

品目	金額（百万円）
商品	
住宅部材	—
製品	
内装部材	219
構造部材	—
合計	219

ヘ. 仕掛品

品目	金額（百万円）
内装部材	212
構造部材	232
合計	445

ト. 原材料及び貯蔵品

品目	金額 (百万円)
原材料	
原板	6
芯材	438
合板	357
単板	43
その他	76
小計	922
貯蔵品	
補助材料 (塗料及び接着剤他)	11
消耗工具その他	13
小計	24
合計	947

② 流動負債

イ. 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
衣笠木材(株)	28
エスエッチ・サンキョウ(株)	20
北材商事(株)	20
菊地合板木工(株)	19
(有)中島木工所	13
その他	230
合計	333

期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
2022年 4月	47
5月	136
6月	76
7月	26
8月	46
合計	333

ロ. 電子記録債務
相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)大三商行	143
ファイン工業(株)	96
サンユーペイント(株)	93
丸紀木材工業(株)	84
(株)梶谷集成材	80
その他	537
合計	1,035

期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
2022年 4月	151
5月	377
6月	265
7月	146
8月	94
合計	1,035

ハ. 買掛金

相手先	金額 (百万円)
都築木材(株)	230
SMB建材(株)	161
(株)エヌ・シー・エヌ	141
飛州木工(株)	102
ファーストウッド(株)	82
その他	580
合計	1,298

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	3,252	6,954	11,554	16,016
税引前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	41	195	442	524
四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	26	139	307	361
1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	5.83	31.18	68.94	81.07

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.83	25.35	37.76	12.13

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) _____ 無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は日本経済新聞に記載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.pronexus.co.jp/koukoku/7896/7896.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、株主の有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 特別口座に記録されている株式については、特別口座の管理機関である三井住友信託銀行(株) (東京都千代田区丸の内一丁目4番1号) で受付いたします。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第62期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月24日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月24日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第63期第1四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月11日東海財務局長に提出

（第63期第2四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日東海財務局長に提出

（第63期第3四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年6月24日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年5月24日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査証明を行う監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年6月23日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年6月23日
【会社名】	セブン工業株式会社
【英訳名】	SEVEN INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 木下 浩一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員木下浩一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月23日

セブン工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬 渕 宣 考

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセブン工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セブン工業株式会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>セブン工業株式会社の当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産71百万円が計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り)繰延税金資産の回収可能性」に記載されているとおり、繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は104百万円であり、繰延税金資産の総額230百万円から、将来減算一時差異に係る評価性引当額126百万円を控除した金額である。</p> <p>繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消による課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断される。</p> <p>当事業年度の繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて、翌事業年度の一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と認められる範囲内で計上されている。このうち、収益力に基づく翌事業年度の課税所得の見積額は、事業計画を基礎として見積もられるが、当該事業計画に含まれる売上高の予測には不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>翌事業年度の事業計画に含まれる売上高の予測を含む、繰延税金資産の回収可能性の判断に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 翌事業年度の課税所得の見積りの合理性の評価</p> <p>収益力に基づく課税所得の見積りの合理性を評価するため、主に次の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の回収可能性の判断に使用された課税所得の見込額の基礎となる翌事業年度の事業計画について、取締役会で承認された事業計画との整合性を検討した。 翌事業年度の事業計画に含まれる売上高の予測が、過去の実績の趨勢及び直近の状況を踏まえた合理的な予測となっているか否かを評価した。 経営者が作成した翌事業年度の事業計画の重点課題に含まれる売上施策の主要な仮定の適切性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セブン工業株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、セブン工業株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責

任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。